

諮 問 書

日保発第448号
令和6年10月11日

日高市国民健康保険運営協議会
会 長 鈴 木 健 夫 様

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

日高市国民健康保険に関する規則第2条の規定により、下記のことについて、貴協議会の意見を求めます。

記

日高市国民健康保険税の税率等の改正について

(1) 基礎課税額（医療分）

		改 定 案	現 行
設定税率	所得割額	7.90%	6.80%
	均等割額	42,200 円	32,500 円

(2) 後期高齢者支援金等課税額

		改 定 案	現 行
設定税率	所得割額	2.90%	2.70%
	均等割額	15,600 円	13,000 円

(3) 介護納付金課税額

		改 定 案	現 行
設定税率	所得割額	2.50%	2.10%
	均等割額	17,900 円	16,000 円

全 体

		改 定 案	現 行
設定税率	所得割額	13.30%	11.60%
	均等割額	75,700 円	61,500 円